

消費税についての問題提起

定例記者会見

2010 年 12 月 15 日

社団法人 日本医師会

1. 「目的税」と「福祉目的化」

消費税を社会保障目的税にして、消費税率を引き上げるという議論が進んでいる。目的税の定義は以下のように「使途が法律で決まっているかどうか」である。現在の消費税は「福祉目的化」と呼ばれている。

● 目的税

特定の経費に充てることを目的として課される税であり、税法で使途が決まっている。

● 福祉目的化

現在も、消費税込（国分）は、国の一般会計予算総則で、後期高齢者医療、介護、年金の国庫負担分に充てられることが決められており、財務省は「福祉目的化」（目的税化ではないことに注意）と呼んでいる¹。

¹ 財務省「消費税の福祉目的化」<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/121.htm>

2. 現在の目的税

現在、目的税には、電源開発促進税があり、以下のように使途が明示されている。

かつて、地方道路税は地方道路譲与税法で使途が決められた目的税であったが、2009 年 4 月に道路特定財源を一般財源化する法律が成立し、使途を制限してはならなくなった。

電源開発促進税

電源開発促進税法

第 1 条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

地方道路税（現在は一般財源化）

旧 地方道路譲与税法

第 8 条 都道府県及び市町村は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならない。

↓

現在は地方揮発油譲与税法

第 8 条 国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

3. 現在の消費税

消費税収（国分）は、現在も、国の一般会計予算総則で、後期高齢者医療、介護、年金の国庫負担分に充てられることが決められている（一般会計予算総則第 17 条）。税法で決められているわけではないので、目的税ではなく、財務省は「福祉目的化」と呼んでいる。

2010 年度当初予算ベースでは、消費税収（国分）は 6.8 兆円であり、消費税収を充てる経費 16.6 兆円に対して、9.8 兆円（「スキマ」と呼ばれている）不足している（図 3.1）。この不足分は、その他の税収や公債によって埋められている。

消費税率 5%のうち、国税が 4%、地方税が 1%である。さらに、国税のうち国分が 2.82%、地方交付税が 1.18%である。全体で見れば、国分 2.82%、地方分 2.18%である（図 3.2）。

国と地方の配分が変わらなければ、消費税率 1%は、2010 年度当初予算ベースで国分 1.36 兆円である。2010 年度のスキマ 9.8 兆円を埋めるためには、消費税率を 7%引き上げて 12%にする必要がある。

消費税率引き上げ分がすべて国分になれば、消費税率 1%は 2.41 兆円である。スキマ 9.8 兆円を埋めるためには、消費税率を 4%引き上げて 9%にする必要がある。

ところで、消費税率 5%のうち地方交付税が 1.18%ある。地方交付税は、地方交付税法により、国が用途を制限できない²。そこで、「消費税を目的税に」といった場合、現状の地方交付税分も含めて目的税にするのか（その場合、地方自治体からの反発が予想される）も、重要な点である。仮に、地方交付税をなくし、地方分も目的税化するとすれば、社会保障の権限、財源を地方に移譲する布石とも考えられるが、その際、都道府県別診療報酬などが導入され、地方の格差がひろがりかねない。

² 地方交付税法第 3 条 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

図 3.1 消費税込（国分）と消費税の収入が充てられる経費

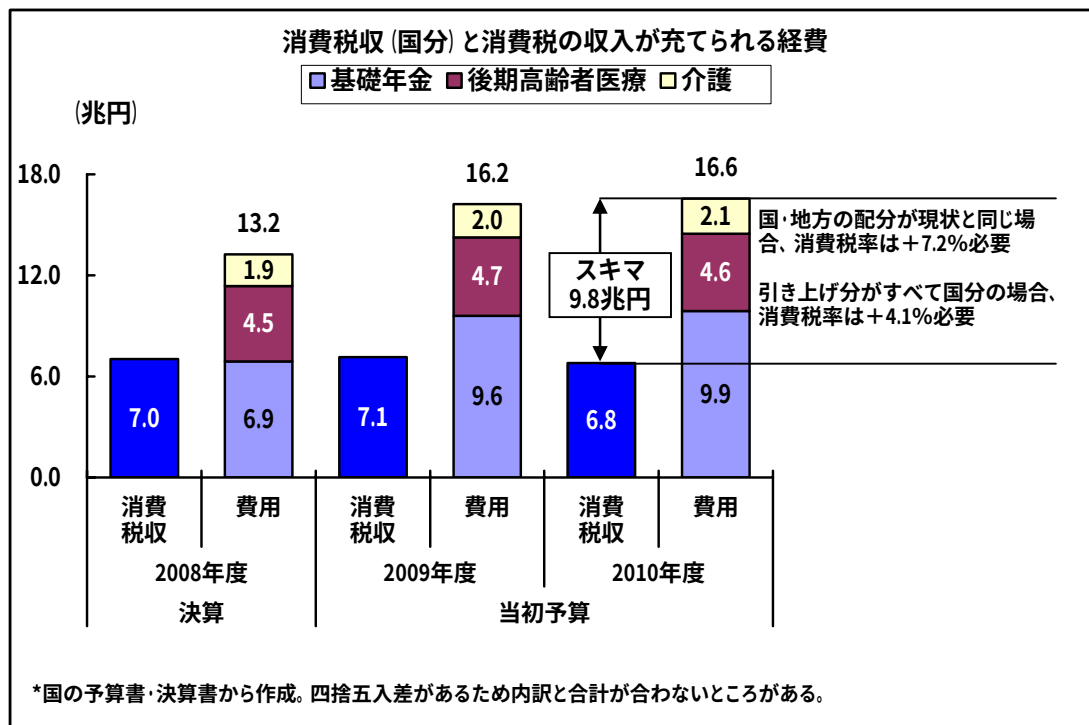
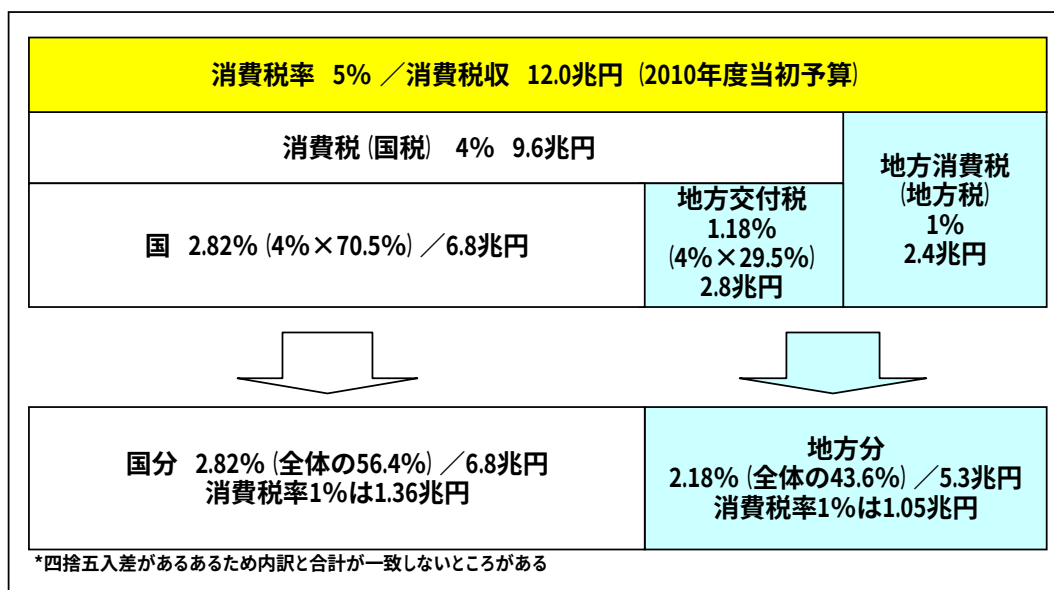


図 3.2 消費税の国と地方の配分



4. 消費税目的税化のポイント

消費税を目的税化しても、法律上は用途を決めるだけなので、不足分は他の
税収や公債で埋めることができる。しかし、運用によっては、次のようなメリ
ット・デメリットがある。

消費税目的税化のメリットは、世代間格差が是正できること、景気に左右さ
れにくい安定的な社会保障財源になることである（表 4.1）。

デメリットは、かつての道路特定財源に見られるように、社会保障財源を目
的税化した場合、既得権益化し、財源がある限り、新たな事業が起こされるお
それがあることである。当面は、消費税率をかなり引き上げても、「消費税収＜
社会保障費用」とであると予測されるが、既得権益化の懸念がある以上、消費税
収が不足した場合には必ず消費税率を引き上げるというルールが組み込まれる
おそれがある。しかし、現実的には、消費税率の引き上げは容易ではないので、
逆に、社会保障費を抑制する理由に用いられやすくなる。

また、すでに、消費税率を引き上げて、雇用や少子化対策に充ててはどうか
との声も出ており、新たな事業が起こされるおそれが現実味を帯びている。

表 4.1 消費税目的税化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・ 世代間格差が是正できる。 ・ 景気に左右されにくい安定的な社会保障財源になる。	・ 社会保障が既得権益化し、財源に合わせて新規事業を起こし支出をし てしまう。 ・ そのため、逆に、消費税が不足した 場合には、消費税率を必ず引き上 げるというルールが組み込まれるお それがある。 ・ さらには、消費税率を引き上げる環 境にないという理由で、社会保障費 が抑制されかねない。

現在、消費税の社会保障目的税化が議論されているが、その背景には、次の2つの考え方があるように推察される。

1. 消費税の社会保障目的税化を善意に解釈する考え方

消費税収が不足しても、社会保障費の抑制につながる仕組みは組み込まずに、消費税収が不足した場合には、他の税財源や公債でまかなうことを前提としている考え方。

2. 消費税の社会保障目的税化を巧妙に利用しようとする考え方

消費税収が不足した場合には、必ず消費税率を引き上げるというルールを組み込み、それを逆手に利用して、近い将来、国民が消費税率の引き上げに同意しなければ、即座に社会保障費を抑制してしまおうとする考え方。

当面は、消費税率をかなり引き上げても「消費税収<社会保障費」であることは必至であり、社会保障が消費税を既得権益化するような心配はない。そうであれば、あえて目的税化せず、現在の福祉目的化という緩い仕組みで良いはずであり、説明をつくせば、国民の理解も得られるはずである。

仮に、消費税の「目的税化」が、将来の社会保障費抑制を企図したものであるとすれば、日本医師会はその方向性に反対である。

また、国と地方の消費税収の配分、社会保障の役割分担にまで踏み込んで議論されていないことも問題である。国は、現状の消費税の仕組みをわかりやすく示し、社会保障の将来像、特に国と地方との関係についてどう考えるのかを示すよう要望する。